

広島県告示第四百十八号

平成二十一年広島県告示第二百八十一号で命じた次の区域に係る腐蛆病のまん延を防止するためのみつばち等の移入禁止措置は、平成二十一年四月八日に解除した。

平成二十一年四月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市神辺町大字川南、春日町、青葉台、春日台、伊勢が丘、引野町北、引野町一から四丁目、蔵王町、南蔵王町、北吉津町、桜馬場町、明神町、東深津町、西深津町、三吉町、東吉津町、奈良津町、緑陽町、木之庄町